第十三条の二第一項第一号	普通地方公共団体の長等の基準日	合併特例区の長等の基準日
	普通地方公共団体の長等（地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。）	合併特例区の長等（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する合併特例区の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。）
第十三条の二第一項第二号及び第三号	普通地方公共団体の長等の基準日	合併特例区の長等の基準日
	普通地方公共団体の長等の任期	合併特例区の長等の任期
第十三条の二第二項	普通地方公共団体の長等が	合併特例区の長等が
	普通地方公共団体の長等の基準日	合併特例区の長等の基準日
第十三条の二第三項	普通地方公共団体の長等の基準日	合併特例区の長等の基準日
	普通地方公共団体の長等の基準給与年額	合併特例区の長等の基準給与年額

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○法務省厚生労働省令第三号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二十一条第一項及び同法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第五条の五第一項第三号の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

法務大臣　三好　雅子
厚生労働大臣　加藤　勝信

第一条　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。